

なんでも相談してください。

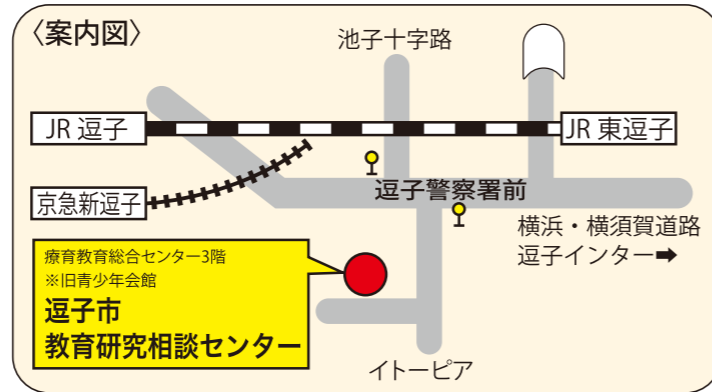
[子どもの人権に関する相談窓口]

●逗子市教育研究相談センター (療育教育総合センター3階)

【対象:小学校1年生～中学校3年生】

○開所時間
月～金曜日(8時30分～17時)

○教育相談専用電話
046-872-2898/9498
月曜日～金曜日(9時～16時)



〒249-0005 逗子市桜山5-20-29
・JR東逗子駅より徒歩12分
・JR逗子駅・京急新逗子駅よりバス
(逗子警察署前下車、徒歩5分)

[その他の相談窓口]

●子育て支援課(市役所本庁舎)

【対象:18歳未満】

○逗子市子ども相談室
電話:046-871-8801

月曜日～金曜日(8時30分～17時)



子どもの権利条約 ガイドブック

みんな、だいじ ～子どもの権利条約～

子どもの権利条約ってなに?

『子どもの権利条約』は、1989年の国際連合の総会で制定されました。わが国では、1994年に正式に同意しました。現在、世界では196の国や地域が同意しています。この条約は、18歳未満のすべての子どもを対象としています。世界には、貧困、飢え、戦争、暴力などで苦しんでいる子どもたちが数多くいます。この条約は、子どもたちの幸せと健康のために、かけがえのない命を守り、人権を尊重し、保護していくためにつくられたものです。



1 生きる権利

わたしたちは健康に生まれ、安全な水や食べ物を得て、健やかに成長する権利をもっています。

第 6 条 すべての子どもの命が守られます。

第24条 子どもは病気になったときや、けがをしたときは治療を受けることができます。

世界には、十分な食べ物や薬がなく、多くの子どもたちの命がうばわれている国があります。わたしたちは健康に育つ権利をもっています。



2 守られる権利

わたしたちは差別や暴力などから守られます。

第19条 子どもは親や大人たちからの身体的、精神的な暴力を受けたり、放っておかれたりすることから守られます。

第33条 子どもは麻薬や覚せい剤などから守られます。

第34条 子どもは性的な暴力などから守られます。

残念なことに、差別や暴力を受けている子どもたちがいます。わたしたちは大切にされ、安心して生きる権利をもっています。



3 育つ権利

わたしたちは教育を受ける権利をもっています。休んだり、遊んだり社会のルールを守りながら自由にすることができます。

第28条 子どもは学校で勉強する権利があります。

第31条 子どもは休んだり、遊びやレクリエーション活動、文化芸術活動に自由に参加することができます。

世界には、勉強したくてもできない子どもたちがたくさんいます。わたしたちは自分の力を伸ばすために、勉強をしたり、いろいろなことに興味をもつ権利をもっています。



4 参加する権利

わたしたちは自由に自分の意見を言ったり、伝えたりすることができます。

第12条 子どもは自由に自分の意見を言うことができます。

第13条 子どもは表現の自由についての権利があります。

クラスや家庭で自分の意見を言っていますか？ わたしたちは社会のルールを守りながら、自分の意見を持ち、それが尊重される権利をもっています。

逗子市教育委員会では、「子どもの権利条約」について知ってもらうために、このガイドブックをつくりました。わたしたちは自分の権利を正しく理解し、主張すると同時に、他の人の人権も自分と同じように大切にしなければなりません。

